

周南市介護支援専門員等研修受講料補助金交付要綱

(通則)

第1条 周南市介護支援専門員等研修受講料補助金（以下「補助金」という。）の交付については、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、市内の介護サービス事業所に従事する職員に対し、資格の取得及び更新に必要な研修受講料を予算の範囲内で支援することにより、人材確保及び定着促進を図り、介護サービス提供体制の充実につなげることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるサービス等のいずれか1つ以上を行う市内の介護サービス事業所に従事している者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス
- (2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス
- (3) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援
- (4) 法第8条第26項に規定する施設サービス
- (5) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス
- (6) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス
- (7) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援
- (8) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業
- (9) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業

2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者は補助金の交付の対象としない。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が、介護支援専門員実務研修、介護支援専門員更新研修、主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修の受講料（以下「研修受講料」という。）を負担する事業とする。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、研修受講料から他の助成金等の額を控除した残額とし、そのうち補助対象者が負担した額（上限2万円）を補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、研修修了後30日以内又はその年度の3月31日までのいずれか早い日までに、周南市介護支援専門員等研修受講料補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 受講する研修の実施日及び受講料を確認できる書類
- (2) 就労証明書（別記様式第2号）
- (3) 修了証書の写し
- (4) 研修受講料に係る自己負担額証明書（別記様式第3号）
- (5) 滞納が無いことの証明書

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された書類を審査の上、これを適正と認めるときは補助金の交付決定及び額の確定を行い、周南市介護支援専門員等研修受講料補助金決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条の通知を受けた申請者は、通知を受け取った日から起算して20日以内に周南市介護支援専門員等研修受講料補助金請求書（別記様式第5号。以下「請求書」という。）を提出するものとする。ただし、最終請求日は、翌年度の4月15日とする。

2 市長は、申請者から請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、返還させることができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他の不正の行為があったとき。
- (2) その他市長が交付決定を取り消す必要があると認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、規則第21条の規定により交付決定者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、期限を定めて、交付決定者に対して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、交付決定者は、遅延なくこれを返還しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による補助金の交付決定の取消しにより交付決定者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。